

資 料

## 外国民事訴訟法研究 (25)

外国民事訴訟法研究会  
(代表者 加 藤 哲 夫)

大韓民国法院組織法邦語試訳

金 炳 学

## 大韓民国法院組織法邦語試訳

- |                                   |                                     |
|-----------------------------------|-------------------------------------|
| 第 1 編 総則 (第 1 条～第 10 条)           | 第 6 編 裁判                            |
| 第 2 編 大法院 (第 11 条～第 25 条の 2)      | 第 1 章 法廷 (第 56 条～第 64 条)            |
| 第 3 編 各級法院                        | 第 2 章 合議 (第 65 条～第 66 条)            |
| 第 1 章 高等法院 (第 26 条～第 28 条)        | 第 7 編 大法院の機関                        |
| 第 2 章 特許法院 (第 28 の 2 ～第 28 の 4)   | 第 1 章 法院行政處 (第 67 条～第 71 条)         |
| 第 3 章 地方法院 (第 29 条～第 36 条)        | 第 2 章 司法研修院 (第 72 条～第 76 条)         |
| 第 4 章 家庭法院 (第 37 ～第 40 条)         | 第 3 章 法院公務員教育院 (第 77 条～第 80 条)      |
| 第 5 章 行政法院 (第 40 条の 2 ～第 40 条の 4) | 第 4 章 法院図書館 (第 81 条)                |
| 第 4 編 法官 (第 41 条～第 52 条)          | 第 8 編 量刑委員会 (第 81 条の 2 ～第 81 条の 12) |
| 第 5 編 法院職員等 (第 53 条～第 55 条の 2)    | 第 9 編 法院の経費 (82 条)                  |

制定	1949年 9 月 26 日	法律第 51 号
全面改正	1987年 12 月 4 日	法律第 3992 号
最終改正	2010年 1 月 25 日	法律第 9940 号
施行	2010年 1 月 25 日	

### 第 1 編 総則

#### 第 1 条 (目的)

この法律は、憲法に基づき、司法権を行使する法院の組織を定めることを目的とする。

#### 第 2 条 (法院の権限)

①法院は、憲法に特別の規定のある場合を除いて、一切の法律上の争訟を審判し、この法律及び他の法律により法院に属する権限を有する。

②第 1 項の規定は、行政機関による前審としての審判を妨げない。

③法院は、登記、家族関係登録、供託、執行官及び法務士に関する事務を、管掌又は監督する。

[本項改正 1994. 7. 27, 1995. 12. 6, 2007. 5. 17]

#### 第 3 条 (法院の種類)

①法院は、次の六種とする。

1. 大法院。
2. 高等法院。
3. 特許法院。
4. 地方法院。
5. 家庭法院。
6. 行政法院。

②地方法院及び家庭法院の事務の一部を処理させるために、その管轄区域内に支院及び家庭支院、市法院又は郡法院(以下、「市、郡法院」という。)及び登記所を置くことができる。ただし、地方法院及び家庭法院の支院は、二つの支院を合わせてひとつの支院とすることができる。

[本文改正 2001. 1. 29]

③高等法院、特許法院、地方法院、家庭法院、行政法院、地方法院並びに家庭法院の支院、家庭支院、市、郡法院の設置及び廃止並びに管轄区域は、他の法律で定め、登記所の設置、廃止及び管轄区域は、大法院規則が定める。

[本項改正 2001. 1. 29]

[全文改正 1994. 7. 27]

#### 第4条 (大法官)

①大法院に、大法官を置く。

②大法官の数は、大法院長を含め、一人とする。

[本項改正 2010. 1. 25, 2005. 12. 14, 2007. 12. 27]

#### 第5条 (判事)

①大法院長及び大法官でない法官を、判事とする。

②高等法院、特許法院、地方法院、家庭法院及び行政法院に、判事を配置する。

[本項改正 1994, 7, 27]

③判事の数は、別に法律で定める。ただし、第2項の各級法院に配置する判事の数は、大法院規則が定める。

[本項改正 1994. 7. 27]

#### 第6条 (職務代理)

①大法院長は、判事をして、他の高等法院、特許法院、地方法院、家庭法院又は行政法院の判事の職務を代理させることができる。

②高等法院長又は地方法院長は、その管轄区域内に限り第1項の規定による職務代理をさせることができる。ただし、代理期間が六月を超過する場合には、大法院長の許可を受けなければならない。

[全文改正 1994. 7. 27]

#### 第7条 (審判権の行使)

①大法院の審判権は、大法官全員の三分の二以上の合議体においてこれを行い、大法院長が裁判長となる。ただし、大法官三人以上で構成される部から先に事件を審理し、意見が一致したときに限り、次の場合を除いて、その部において裁判をすることができる。

1. 命令又は規則が憲法に違反すると認められる場合。
2. 命令又は規則が法律に違反すると認められる場合。
3. 従前の大法院において判示した憲法、法律、命令又は規則の解釈適用に関する意見を変更する必要があることが認められる場合。
4. 削除 [1988. 8. 5]
5. 部において裁判をすることが適当でないと認められる場合。

②大法院長は、必要があると認める場合には、特定の部をして、行政、租税、労働、軍事、特許等の事件を専門的に担当し、審判をさせることができる。

③高等法院、特許法院及び行政法院の審判権は、判事三人で構成された合議部がこれを行う。ただし、行政法院において、単独判事が審判することを行政法院

合議部が決定した事件の審判権は、単独判事がこれを行使する。

〔ただし書新設 1994. 7. 27, 1999. 12. 31〕

④地方法院及び家庭法院並びにその支院、家庭支院及び市、郡法院の審判権は、単独判事がこれを行使する。

〔本項改正 1994. 7. 27, 2001. 1. 29〕

⑤地方法院及び家庭法院並びにその支院及び家庭支院において合議審判をしなければならない場合には、判事三人で構成された合議部においてこれを行う。

〔本項改正 2001. 1. 29〕

#### 第 8 条 (上級審裁判の羈束力)

上級法院の裁判における判断は、当該事件に関して、下級審を拘束する。

#### 第 9 条 (司法行政事務)

①大法院長は、司法行政事務を総括し、司法行政事務に関して関係公務員を指揮及び監督する。

〔本項改正 1994. 7. 27〕

②大法院長は、司法行政事務の指揮及び監督権の一部を、法律又は大法院規則が定めるところにより若しくは大法院長の命令により、法院行政處長又は各級法院の長、司法研修院長、法院公務員教育院長又は法院図書館長に委任することができる。

③大法院長は、法院の組織、人事、運営、裁判手続、登記及び家族関係登録その他法院業務に関連する法律の制定若しくは改正が必要であると認める場合には、国会に書面でその意見を提出することができる。

〔本項新設 1994. 7. 27, 2007. 5. 17〕

#### 第 9 条の 2 (判事会議)

①高等法院、特許法院、地方法院、家庭法院及び行政法院並びに大法院規則が定める支院に、司法行政に関する諮問機

関として判事会議を置く。

②判事会議は、判事で構成し、その組織及び運営に関して必要な事項は、大法院規則が定める。

〔本条新設 1994. 7. 27〕

#### 第 10 条 (各級法院等の事務局)

①高等法院、特許法院、地方法院、家庭法院及び行政法院並びに大法院規則が定める支院に事務局を置き、大法院規則が定める高等法院及び地方法院に事務局以外の局を置くことができる。

〔本項改正 1994. 7. 27〕

②第 1 項の事務局及び局、事務局を置かない支院及び家庭支院に、課を置き、その設置及び分掌事務は、大法院規則が定める。

〔本項改正 1994. 7. 27, 2001. 1. 29〕

③高等法院、特許法院の事務局長及び第 1 項後段に規定された地方法院の事務局長は、法院理事官又は法院副理事官とし、高等法院局長、地方法院事務局長及び局長、家庭法院事務局長及び行政法院事務局長並びに大法院規則が定める支院の事務局長は、法院副理事官又は法院書記官とし、課長は法院副理事官、法院書記官、法院事務官又は登記事務官から補する。

〔本項改正 1994. 7. 27, 1996. 12. 12, 2001. 1. 29〕

④事務局長、局長及び課長は上司の命を受けて、局又は課の事務を管掌し、所属職員を指揮及び監督する。

〔本項改正 1994. 7. 27〕

## 第2編 大法院

### 第11条 (最高法院)

大法院は、最高法院である。

### 第12条 (所在地)

大法院は、ソウル特別市に置く。

### 第13条 (大法院長)

①大法院に、大法院長を置く。

②大法院長は、大法院の一般事務を管掌し、大法院の職員、各級法院及びその所属機関の司法行政事務に関して、職員を指揮及び監督する。

③大法院長が、空席又は事故により職務を遂行することができないときは、先任大法官がその権限を代行する。

### 第14条 (審判権)

大法院は、次の事件について終審として審判をする。

[本号改正 1994. 7. 27]

1. 高等法院又は抗訴法院並びに特許法院の判決に対する上告事件。
2. 抗告法院、高等法院、抗訴法院又は特許法院の決定、命令に対する再抗告事件。
3. 他の法律により、大法院の権限に属する事件。

### 第15条 (大法官の意思表示)

大法院の裁判書には、合議に関与したすべての大法官の意見を記さなければならない。

### 第16条 (大法官会議の構成及び議決方法)

①大法官会議は、大法官で構成し、大法院長がその議長となる。

②大法官会議は、大法官全員の三分の二以上が出席し、出席人員の過半数の賛成に基づいて議決する。

③議長は、議決において評決権を有し、可否同数であるときは、決定権を有する。

### 第17条 (大法官会議の議決事項)

次の各号の事項は、大法官会議の議決を経る。

[本号改正 2005. 3. 24]

1. 判事の任命及び再任に対する同意。
2. 大法院規則の制定及び改正等に関する事項。
3. 判例の収集、刊行に関する事項。
4. 予算要求、予備金支出及び決算に関する事項。
5. 他の法令により大法官会議の権限に属する事項。
6. 特に重要であると認められる事項として大法院長が附議した事項。

### 第18条 (委任事項)

大法官会議の運営に関して必要な事項は、大法院規則が定める。

### 第19条 (法院行政處)

①司法行政事務を管掌するために、大法院に、法院行政處を置く。

②法院行政處は、法院の人事、予算、会計、施設、統計、訟務、登記、家族関係登録、供託、執行官、法務士、法令調査及び司法制度研究に関する事務を管掌する。

[本項改正 1996. 12. 12, 2007. 5. 17]

### 第20条 (司法研修院)

判事の研修及び司法研修生の修習に関する事務を管掌するために、大法院に、司法研修院を置く。

[本条改正 1994. 7. 27, 2007. 5. 1]

### 第21条 (法院公務員教育院)

法院職員、執行官等の研修及び養成に関する事務を管掌するため、大法院に法院公務員教育院を置く。

[本条改正 1994. 7. 27, 1995. 12. 6]

#### 第22条 (法院図書館)

裁判事務の支援及び法律文化の暢達のための判例、法令、文献及び資料等情報を調査、収集、編纂し、これを管理、提供するために、大法院に法院図書館を置く。

[全文改正 1996. 12. 12]

#### 第23条 (大法院長秘書室等)

①大法院に、大法院長秘書室を置く。

②大法院長秘書室に室長を配置し、室長は判事から又は政務職から補され、大法院長の命を受けて、秘書室の事務を管掌し、所属公務員を指揮及び監督する。

[本項改正 1994. 7. 27]

③大法院長秘書室の組織及び運営に関して必要な事項は、大法院規則が定める。

④大法院に、大法官秘書官を置く。

⑤大法官秘書官は、法院書記官又は四級相当の特別職公務員から補する。

[本項改正 1994. 7. 27, 2005. 12. 14]

#### 第24条 (裁判研究官)

①大法院に、裁判研究官を置く。

②裁判研究官は、大法院長の命を受けて、大法院における事件の審理及び裁判に関する調査及び研究業務を担当する。

③裁判研究官は、判事から補し、又は三年の期間以内の範囲を定めて、判事ではない者を任命することができる。

[本項改正 2005. 12. 14]

④判事ではない裁判研究官は、二級又は三級相当の特別職公務員若しくは契約職公務員とし、その職制及び資格等に関しては大法院規則が定める。

[本項新設 2005. 12. 14]

⑤大法院長は、他の国家機関、公共団体、教育機関及び研究機関その他必要な機関に対して、所属公務員及び職員を裁判研究官として勤務させるために派遣勤務を要請することができる。

[本項新設 2005. 12. 14]

⑥第5項の規定により派遣された裁判研究官に対して、大法院規則が定める手当を支給することができる。

[本項新設 2005. 12. 14]

[全文改正 1994. 7. 27]

#### 第25条 (司法政策諮問委員会)

①大法院長は、必要があると認める場合には、大法院長の諮問機関として司法政策諮問委員会を置くことができる。

②司法政策諮問委員会は、司法政策に関して学識及び徳望が高い者の中から、大法院長が委嘱する七人以内の委員で構成し、その組織及び運営に関し必要な事項は、大法院規則が定める。

#### 第25条の2 (法官人事委員会)

①法官の人事に関する基本計画の策定及び人事の運営のための大法院長の諮問機関として法官人事委員会を置く。

②法官人事委員会は、大法院長が指名又は委嘱する委員で構成し、その組織及び運営に関する必要な事項は大法院規則が定める。

[本項改正 2005. 3. 24]

[本条新設 1994. 7. 27]

## 第3編 各級法院

### 第1章 高等法院

#### 第26条 (高等法院長)

- ①高等法院に、高等法院長を置く。
- ②高等法院長は、判事から補する。
- ③高等法院長は、その法院の司法行政事務を管掌し、所属公務員を指揮及び監督する。
- ④高等法院長が、空席又は事故により職務を遂行できないときは、首席部長判事、先任部長判事の順序によりその権限を代行する。
- ⑤高等法院に、高等法院長秘書官を置く。
- ⑥高等法院長秘書官は、法院事務官又は五級相当の特別職公務員から補する。  
〔本項改正 1994. 7. 27〕

#### 第27条 (部)

- ①高等法院に、部を置く。  
〔本項改正 1994. 7. 27〕
- ②部に、部長判事を置く。
- ③部長判事は、その部の裁判において裁判長となり、高等法院長の指揮によりその部の事務を監督する。
- ④裁判業務遂行上の必要がある場合には、大法院規則に定めるところにより、高等法院の部に、その管轄区域内の地方

法院の所在地において事務を処理させることができる。

〔本項改正 2010. 1. 25〕

⑤大法院長は、第4項により地方法院の所在地において、事務を処理する高等法院の部が、二箇以上の場合には、その部と関連する司法行政事務を管掌する法官を指定することができる。

〔本項新設 2010. 1. 25〕

#### 第28条 (審判権)

高等法院は、次の事件について審判をする。

〔本号改正 1990. 12. 31, 1994. 7. 27, 2001. 1. 29〕

1. 地方法院合議部、家庭法院合議部又は行政法院の第一審判決、審判、決定又は命令に対する控訴又は抗告事件。
2. 地方法院の単独判事、家庭法院の単独判事の第一審判決、審判、決定又は命令に対する控訴若しくは抗告事件としての刑事事件を除外した事件のうち大法院規則が定める事件。
3. 他の法律により高等法院の権限に属する事件。

### 第2章 特許法院〔本章新設 1994年4月27日〕

#### 第28条の2 (特許法院長)

- ①特許法院に、特許法院長を置く。
- ②特許法院長は、判事から補する。
- ③特許法院長は、その法院の司法行政事務を管掌し、所属公務員を指揮及び監

督する。

④第26条第4項乃至第6項の規定は、特許法院にこれを準用する。

〔本条新設 1994. 7. 27〕

#### 第28条の3 (部)

①特許法院に、部を置く。

②第27条第2項及び第3項の規定は、特許法院にこれを準用する。

[本条新設 1994. 7. 27]

#### 第28条の4 (審判権)

特許法院は、次の事件について審判をする。

[本号改正 1998. 9. 23, 2004. 12. 31,

2006. 3. 3]

1. 特許法律第186条第1項、実用新案法律第33条、デザイン保護法律第75条及び商標法律第86条第2項が定める第一審事件。

2. 他の法律により特許法院の権限に属する事件。

[本条新設 1994. 7. 27]

### 第3章 地方法院

#### 第29条 (地方法院長)

①地方法院に、地方法院長を置く。

②地方法院長は、判事から補する。

③地方法院長は、その法院並びに所属支院、市、郡法院及び登記所の司法行政事務を管掌し、所属公務員を指揮及び監督する。

[本項改正 1994. 7. 27]

④第26条第4項乃至第6項の規定は、地方法院にこれを準用する。

[本項改正 1994. 7. 27]

#### 第30条 (部)

①地方法院に、部を置く。

[本項改正 1994. 7. 27]

②第27条第2項及び第3項の規定は、地方法院にこれを準用する。

#### 第31条 (支院)

①地方法院の支院及び家庭支院に、支院長を置く。

[本項改正 2001. 1. 29]

②支院長は、判事から補する。

③支院長は、所属地方法院長の指揮を受けて、その支院及び管轄区域内に位置する市、郡法院の司法行政事務を管掌し、所属公務員を指揮及び監督する。

[本項改正 1994. 7. 27]

④事務局を置いた支院の支院長は、所属地方法院長の指揮を受けて、管轄区域

内に位置する登記所の事務を管掌し、所属公務員を指揮及び監督する。

[本項新設 1994. 7. 27]

⑤地方法院の支院及び家庭支院に、部を置くことができる。

[本項改正 2001. 1. 29]

⑥第27条第2項及び第3項の規定は第5項の規定は、部を置く地方法院の支院及び家庭支院にこれを準用する。

[本項改正 1994. 7. 27, 2001. 1. 29]

#### 第31条の2 (家庭支院の管轄)

家庭支院は、家庭法院が設置されていない地域において、家庭法院の権限に属する事項を管轄する。ただし、家庭法院の単独判事の判決、審判、決定、命令に対する控訴又は抗告事件に関する審判に該当する事項を除く。

[本条新設 2001. 1. 29]

#### 第32条 (合議部の審判権)

①地方法院及びその支院の合議部は、次の事件について第一審として審判する。

[本号改正 1994. 7. 27, 1999. 12. 31]

1. 合議部において審判する旨、合議部が決定した事件。

2. 民事事件に関しては大法院規則が定める事件。

3. 死刑、無期又は短期一年以上の懲役

又は禁錮に該当する事件。ただし、下記に記す事件を除く。

カ. 削除〔1999.12.31〕。

キ. 刑法律第331条、第332条（第331条の常習犯に限る。）及びその未遂罪に該当する事件。

ク. 暴力行為等処罰に関する法律第2条第1項、第3項、第3条第1項、第2項、第6条（第2条第1項、第3項、第3条第1項、第2項の未遂罪に限る。）及び第9条に該当する事件。

ク. 兵役法違反事件。

ケ. 特定犯罪加重処罰等に関する法律第5条の3第1項、第5条の4第1項、第4項及び第5項（第1項、第4項に該当する罪に限る。）に該当する事件。

ケ. 保険犯罪拘束に関する特別措置法律第5条に該当する事件。

コ. 不正小切手拘束法律第5条に該当する事件。

4. 第3号の事件と同時に審判すべき共犯事件。

5. 地方法院判事に対する除斥、忌避事件。

6. 他の法律により地方法院合議部の権限に属する事件。

②地方法院本院合議部及び次の各号の地方法院支院合議部は、地方法院単独判事の判決、決定、命令に対する控訴又は抗告事件のうち第28条第2号に該当しない事件について第二審として審判する。

〔本項改正 2001.1.29〕

1. 削除〔2005.3.24〕。

2. 春川地方法院江陵支院。

### 第33条（市、郡法院）

①大法院長は、地方法院又はその支院所属判事のうち、その管轄区域内に位置する市、郡法院の判事を指名して、市、

郡法院の管轄事件について審判させることができる。この場合において、一人の判事を二以上の市、郡法院の判事として指名することができる。

②市、郡法院の判事は、所属地方法院長又は支院長の指揮を受けて、市、郡法院の司法行政事務を管掌し、その所属職員を指揮及び監督する。ただし、家事事件に関しては、その地域を管轄する家庭法院長又はその支院長の指揮を受ける。

〔全文改正 1994.7.27〕

### 第34条（市、郡法院の管轄）

①市、郡法院は、次の事件について管轄する。

〔本文改正 1994.7.27, 2007.5.17〕

1. 少額事件審判法の適用を受ける民事事件。

2. 和解、督促及び調停に関する事件。

3. 二〇万ウォン以下の罰金、拘留又は過料に処する犯罪事件。

4. 家族関係の登録等に関する法律第75条による協議離婚の確認。

②第1項第2号及び第3号の事件が、不服申立てとして第一審法院に係属することになった場合には、その地域を管轄する地方法院又はその支院が管轄する。ただし、少額事件審判法の適用を受ける事件については、市、郡法院で管轄する。

〔本項改正 1994.7.27〕

③第1項第3号に該当する犯罪事件については、これを即決審判する。

### 第35条（即決審判に対する正式裁判の請求）

第34条の即決審判に対して、被告人は告知を受けた日から七日以内に正式裁判を請求することができる。

### 第36条（登記所）

①登記所に、所長を置く。

②所長は、法院書記官、法院事務官又は登記事務官から補する。

〔本項改正 2001. 1. 29〕

③所長は、所属地方法院長又は事務局

を置いた支院の支院長の指揮を受けて、登記所の事務を管掌し、その所属職員を指揮及び監督する。

〔本項改正 1994. 7. 27〕

## 第 4 章 家庭法院

### 第37条（家庭法院長）

①家庭法院に、家庭法院長を置く。

②家庭法院長は、判事から補する。

③家庭法院長は、その法院及び所属支院の司法行政事務を管掌し、所属公務員を指揮及び監督する。ただし、第 3 条第 2 項ただし書の規定により、ひとつの支院を置く場合には、家庭法院長は、その支院の家事事件、少年保護及び家族関係登録に関する事務を指揮及び監督する。

〔本項改正 1994. 7. 27, 2007. 5. 17〕

④第26条第 4 項乃至第 6 項の規定は、家庭法院にこれを準用する。

〔本項改正 1994. 7. 27〕

### 第38条（部）

①家庭法院に、部を置く。

②第27条第 2 項及び第 3 項の規定は、家庭法院にこれを準用する。

### 第39条（支院）

①家庭法院支院に、支院長を置く。

②支院長は、所属家庭法院長の指揮を受けて、支院の司法行政事務を管掌し、所属公務員を指揮及び監督する。

〔本項新設 1994. 7. 27〕

③第31条第 2 項、第 5 項及び第27条第

2 項、第 3 項の規定は、家庭法院の支院にこれを準用する。

〔本項改正 1994. 7. 27〕

### 第40条（合議部の審判権）

①家庭法院及び家庭法院支院の合議部は、次の事件について第一審として審判する。

〔本号改正 1990. 12. 31〕

1. 家事訴訟法で定めた家事訴訟及び同類家事非訟事件のうち大法院規則が定める事件。

2. 家庭法院判事に対する除斥、忌避事件。

3. 他の法律により家庭法院合議部の権限に属する事件。

②家庭法院本院合議部及び次の各号の家庭法院支院合議部は、家庭法院単独判事の判決、審判、決定、命令に対する控訴又は抗告事件中第28条第 2 号に該当しない事件について第二審として審判する。

〔本項改正 2001. 1. 29〕

1. 削除〔2005. 3. 24〕。

2. 春川家庭法院江陵支院。

## 第 5 章 行政法院

### 第40条の 2（行政法院長）

①行政法院に、行政法院長を置く。

②行政法院長は、判事から補する。

③行政法院長は、その法院の司法行政

事務を管掌し、所属公務員を指揮及び監督する。

④第26条第 4 項乃至第 6 項の規定は、行政法院にこれを準用する。

[本条新設 1994. 7. 27]

**第40条の3 (部)**

- ①行政法院に、部を置く。
  - ②第27条第2項及び第3項の規定は、行政法院にこれを準用する。
- [本条新設 1994. 7. 27]

**第40条の4 (審判権)**

行政法院は、行政訴訟法において定めた行政事件及び他の法律により行政法院の権限に属する事件を第一審として審判する。

[本条新設 1994. 7. 27]

**第4編 法 官**

**第41条 (法官の任命)**

- ①大法院長は、国会の同意を受けて、大統領が任命する。
- ②大法官は、大法院長の提請に基づき国会の同意を受けて、大統領が任命する。
- ③判事は、大法官会議の同意を受けて、大法院長が任命する。

**第42条 (任用資格)**

- ①大法院長及び大法官は、一五年以上、次の各号の職に在った四〇歳以上の者から任用される。
    1. 判事、検事又は弁護士。
    2. 弁護士の資格を有する者として国家机关、地方自治体、国、公営企業体若しくは政府投資機関その他法人において法律に関する事務に従事した者。
    3. 弁護士の資格を有する者として公認された大学の法律学の准教授以上の職に在った者。
  - ②判事は、次の各号のうちいずれかに該当する者から任用する。
    1. 司法試験に合格し、かつ、司法研修院の所定の課程を終えた者。
    2. 弁護士の資格を有する者。
  - ③第1項各号に規定した二以上の職に在職した者に対しては、その年数を通算する。
- [全文改正 1994. 7. 27]

**第42条の2 削除 [2007. 5. 1]**

**第42条の3 (職務権限の制限)**

- ①第42条第1項各号の在職期間を通算して五年に満たない判事は、弁論を開き判決をする事件に関しては、単独で裁判をすることができない。
- [本項改正 2007. 5. 1]
- ②第1項の判事は、合議部の裁判長となることができない。
  - ③削除 [2007. 5. 1]

[本条新設 1994. 7. 27]

**第42条の4 削除 [1999. 12. 31]**

**第43条 (欠格事由)**

- 次の各号のうちいずれかに該当する者は、法官として任用することができない。
1. 他の法令により公務員として任用することができない者。
  2. 禁錮以上の刑を宣告された者。
  3. 弾劾により罷免された後、五年が経過していない者。

**第44条 (補職)**

- ①判事の補職は、大法院長が行う。
- [本項改正 2007. 5. 1]
- ②司法研修院長、高等法院長、特許法院長、法院行政處次長、地方法院長、家庭法院長、行政法院長及び高等法院並びに特許法院の部長判事は、一〇年以上第42条第1項各号の職に在った者から補す

る。

③削除〔2007. 5. 1〕

〔全文改正 1994. 7. 27〕

#### 第44条の2（勤務成績の評定）

①大法院長は、判事に対する勤務成績を評定し、その結果を人事管理に反映させることができる。

〔本項改正 2007. 5. 1〕

②第1項の勤務成績評定に関する事項は、大法院規則が定める。

〔本条新設 1994. 7. 27〕

#### 第45条（任期、再任及び定年）

①大法院長の任期は六年とし、重任することができない。

②大法官の任期は六年とし、再任することができる。

③判事の任期は一〇年とし、再任することができる。

④大法院長の定年は七〇歳、大法官の定年は六五歳、判事の定年は六三歳とする。

〔本項改正 1994. 7. 27〕

#### 第45条の2（判事の再任）

①任期が満了した判事は、大法官会議の同意を受けて、大法院長の再任の発令により再任する。

②大法院長は、次の各号のうちいずれかに該当すると認められる判事に対しては、再任の発令をしない。

1. 身体又は精神上の障害によって判事として正常な職務を遂行することはできない場合。

2. 勤務成績が著しく良くなく、判事として正常な職務を遂行することはできない場合。

3. 判事としての品位を維持することが著しく困難な場合。

③判事の再任手続に関して必要な事項は、大法院規則が定める。

〔本条新設 2005. 3. 24〕

#### 第46条（法官の身分保障）

①法官は、弾劾決定又は禁錮以上の刑の宣告によらずに、罷免されることはなく、懲戒処分によらずに、停職、減俸又は不利な処分を受けることはない。

〔本項改正 1999. 1. 21〕

②法官の報酬は、職務及び品位に相應するように、別に法律で定める。

〔本項改正 1994. 7. 27〕

#### 第47条（心身上の障害による退職）

法官が、重大な心身上の障害により職務を遂行することができないときは、大法官の場合には大法院長の提請により大統領が、判事の場合には大法院長が退職を命じることができる。

#### 第48条（懲戒）

①大法院に、法官懲戒委員会を置く。

②法官懲戒に関する事項は、別に法律で定める。

〔本項改正 1994. 7. 27〕

#### 第49条（禁止事項）

法官は、在職中、次の行為をすることはできない。

1. 国会又は地方議会の議員になること。
2. 行政部署の公務員となること。
3. 政治運動に関与すること。
4. 大法院長の許可なく報酬のある他の職務に従事すること。
5. 金銭上の利益を目的とする業務に従事すること。
6. 大法院長の許可なく報酬の有無を問わず、国家機関外の法人、団体等の顧問、役員又は職員等の職位に就任すること。
7. その他大法院規則が定めること。

#### 第50条（派遣勤務）

大法院長は、他の国家機関から法官の

派遣勤務要請を受けた場合には、業務の性質上法官を派遣することが妥当であると認められ、当該法官がこれに同意する場合には、その期間を定めてこれを許可することができる。

[本条改正 1994. 7. 27]

#### 第51条 (休職)

①大法院長は、法官が兵役法による兵役服務のため、徴集、召集されたとき若しくは国内外法律研究機関、大学等における法律研修又は本人の病氣療養等のために休職を請願する場合には、その請願内容に十分な理由があると認められるときは、二年以内の範囲内において期間を定め(兵役法による徴集や召集の場合はその服務期間の満了時まで)、これを許

することができる。

②第1項の場合における休職期間中の報酬支給に関する事項は、大法院規則が定める。

#### 第52条 (兼任等)

①大法院長は、法官を事件の審判外の職(裁判研究官を含む。)に補し若しくはその職を兼任させることができる。

[本項改正 1994. 7. 27]

②第1項の法官は、事件の審判に関与することができず、第5条第3項の規定による法官の数に算入しない。

③第1項の法官の数は、大法院規則が定め、報酬はそのうち高額な方を支給する。

## 第5編 法院職員

#### 第53条 (法院職員)

法官以外の法院公務員は、大法院長が任命し、その数は大法院規則が定める。

#### 第54条 (司法補佐官)

①大法院及び各級法院に、司法補佐官を置くことができる。

②司法補佐官は、次の各号の業務のうち、大法院規則が定める業務をすることができる。

1. 民事訴訟法(同法が準用される場合を含む。)上の訴訟費用額、執行費用額確定決定手続、督促手続又は公示催告手続における法院の事務。

2. 民事執行法(同法が準用される場合を含む。)上の執行文付与命令手続、債務不履行者名簿登載手続、財産照会手続、不動産に対する強制競売手続、自動車、建設機械に対する強制競売手続、動産に対する強制競売手続、担保権実行等

のための競売手続、提訴命令手続又は仮差押え、仮処分の執行取消し申立て手続における法院の事務。

3. 住宅貸借保護法及び商家建物貸借保護法上の賃借権登記命令手続における法院の事務。

③司法補佐官は、法官の監督を受けて業務を遂行し、司法補佐官の処分に対しては、大法院規則が定めるところにより、法官に対して、異議の申立てをすることができる。

④司法補佐官は、法院事務官又は登記事務官以上の職級で五年以上勤務した者、法院主事補又は登記主事補以上の職級で一〇年以上勤務した者のうち大法院規則が定める者とする。

⑤司法補佐官の職制及び人員その他必要な事項は、大法院規則が定める。

[全文改正 2005. 3. 24]

### 第54条の2 (技術審理官)

①特許法院に、技術審理官を置く。

②法院は、必要があると認める場合には、決定で、技術審理官の特許法律第186条第1項、実用新案法第33条及びデザイン保護法第75条の規定による訴訟の審理に関与させることができる。

[本項改正 1998. 9. 23, 2004. 12. 31, 2006. 3. 3]

③第2項の規定により訴訟の審理に関与する技術審理官は、裁判長の許可を受けて、技術的な事項に関して、訴訟関係人に質問をすることができ、裁判の合議において意見を陳述することができる。

④大法院長は、特許庁等関連国家機関に対して、その所属公務員を技術審理官として勤務することができるようにするため派遣勤務を要請することができる。

[本項改正 2005. 3. 24]

⑤技術審理官の資格、職制及びその数その他必要な事項は、大法院規則が定める。

[本条新設 1994. 7. 27]

### 第54条の3 (調査官)

①大法院及び各級法院に、調査官を置くことができる。

②調査官は、法官の命を受けて、法律又は大法院規則が定める事件に関する審判に必要な資料の収集、調査その他必要な業務を担当する。

③大法院長は、他の国家機関に対して、その所属公務員を調査官として勤務させるため法院への派遣勤務を要請することができる。

④調査官の資格、職制及び人員その他に必要な事項は、大法院規則が定める。

[本条新設 2005. 3. 24]

### 第55条 (執行官)

①地方法院及びその支院に、執行官を

置き、執行官は、法律が定めるところにより所属地方法院長が任免する。

[本項改正 1994. 7. 27, 1995. 12. 6]

②執行官は、法令が定めるところにより、裁判の執行、書類の送達その他事務に従事する。

[本項改正 1995. 12. 6]

③執行官はその職務を誠実に遂行することを保証するため、所属地方法院に保証金を納付しなければならない。

[本項改正 1995. 12. 6]

④第3項の保証金及び執行官の手数料に関する事項は、大法院規則が定める。

[本項改正 1995. 12. 6]

### 第55条の2 (法院警備管理隊)

①法廷の尊厳、秩序維持及び法院庁舎の防護のため、大法院及び各級法院に法院警備管理隊を置き、その設置、組織及び分掌事務に関する事項は、大法院規則が定める。

②法院警備管理隊の隊員は、法院庁舎内にある者が、次の各号のうちいずれかに該当するときは、これを制止するために身体的な有形力を行使し、又は警棒、ガス噴射機等保安装備を用いることができる。この場合における有形力の行使等は、必要最小限度におさえなければならない。

1. 他の人の生命、身体又は財産等に危害を加え若しくは加えようとするとき。
2. 法廷の尊厳及び秩序を害する行為をし、若しくはしようとするとき。
3. 法官又は法院職員の正当な業務を妨害し、若しくは妨害しようとするとき。
4. その他法院庁舎内において秩序を乱す行為をし、若しくはしようとするとき。

③法院警備管理隊の隊員は、凶器その他の危険な物又は法院庁舎内の秩序維持

の妨害となる物の所持の有無を確認するため、法院庁舎へ出入りする者を検索することができる。

④第2項の規定による措置を取るため

には、事前にその行為者にこれを警告しなければならない。ただし、緊急な状況において警告をする時間的な余裕がない場合は、この限りでない。

## 第6編 裁判

### 第1章 法廷

#### 第56条 (開廷の場所)

①公判は、法廷においてこれを行う。

②法院長は、必要に応じ法院外の場所において開廷することができる。

#### 第57条 (裁判の公開)

①裁判の審理及び判決は、公開する。ただし、審理は、国家の安全保障、安寧秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるときは、決定で、これを公開しないことができる。

②第1項ただし書の決定は、理由を開示して言い渡す。

③第1項ただし書の決定をした場合においても、裁判長は、相当である認められる者の在廷を許可することができる。

#### 第58条 (法廷の秩序維持)

①法廷の秩序維持は、裁判長が行う。

②裁判長は、法廷の尊厳及び秩序を害するおそれがある者の入廷を禁止し又は退廷を命じその他法廷の秩序維持に必要な命令を発することができる。

#### 第59条 (録画等の禁止)

何人も、法廷内においては、裁判長の許可なく録画、撮影、中継放送等の行為をすることができない。

#### 第60条 (国家警察公務員の派遣要求〔題目改正2006. 2. 21〕)

①裁判長は、法廷における秩序維持の

ために必要があると認めるときは、開廷の前後を問わず、管轄警察署長に対して、国家警察公務員の派遣を要求することができる。

〔本項改正 2006. 2. 21〕

②第1項の要求により派遣された国家警察公務員は、法廷内外の秩序維持につき、裁判長の指揮を受ける。

〔本項改正 2006. 2. 21〕

#### 第61条 (監置等)

①法院は、職権で、法廷の内外において、第58条第2項の命令又は第59条に反する行為をし又は暴言、騒乱等の行為により法院の審理を妨害し若しくは裁判の威信を著しく毀損した者に対して、決定で、二〇日以内の監置又は一〇〇万ウォン以下の過怠金に処し若しくはこれを併科することができる。

②法院は、第1項の監置を行うために法院職員、刑務官又は国家警察公務員に、直ちに行為者を拘束させることができ、拘束した時から二四時間以内に監置に処する裁判をしなければならず、これをしないときは、直ちに釈放を命じなければならない。

〔本項改正 2006. 2. 21〕

③監置は、警察署留置場、刑務所又は拘置所に留置することによって執行する。

④監置は、被監置人に対する他の事件による拘束及び刑に優先して執行をし、監置の執行中には被監置人に対する他の事件による拘束及び刑の執行は停止し、並びに被監置人が当事者となる本来の審判事件の訴訟手続は停止する。ただし、法院は、相当の理由があるときは、訴訟手続の続行を命じることができる。

⑤第1項の裁判に対しては、抗告又は特別抗告をすることができる。  
〔本項改正 1994. 7. 27〕

⑥第1項の裁判に関する手続その他必要な事項は、大法院規則が定める。

#### 第62条（法廷の用語）

①法廷では、韓国語を用いる。

②訴訟関係人が韓国語に通じていない場合には、通訳による。

#### 第63条（準用規定）

第57条乃至第62条の規定は、法官が法廷外の場所において職務を行う場合に、これを準用する。

#### 第64条（法院警衛〔題目改正 2005. 12. 14〕）

①大法院及び各級法院に、法院警衛を置く。

〔本項改正 1994. 7. 27, 2005. 12. 14〕

②法院警衛は、法廷において法官が命じる事務その他大法院長が決める事務を執行する。

〔本項改正 1994. 7. 27, 2005. 12. 14〕

③法院は、執行官を用いることが困難である事情が認められるときは、法院警衛に訴訟書類を送達させることができる。

〔本項改正 1994. 7. 27, 1995. 12. 6, 2005. 12. 14〕

## 第2章 合議

#### 第65条（合議の非公開）

審判の合議は、これを公開しない。

#### 第66条（合議の方法）

①合議審判は、憲法及び法律に他の規定がない限り、過半数により決する。

②合議に関する意見が、三説以上に分立し、各々過半数に達することができないときは、次の意見による。

1. 数額については、過半数に達するまで最も多額の意見の数に、順次少額の意

見の数を加え、その中で最も少額の意見。

2. 刑事については、過半数に達するまで被告人に最も不利な意見の数に、順次有利な意見の数を加え、その中で最も有利な意見。

③第7条第1項の規定による過半数決定事項に関して、二説が分立し、各説が過半数に達しないときは原審裁判を変更することができない。

## 第7編 大法院の機関

### 第1章 法院行政處

#### 第67条（法院行政處長等）

①法院行政處に、處長及び次長を置

く。

②處長は、大法院長の指揮を受けて、

法院行政處の事務を管掌し、所属職員を指揮及び監督して、法院の司法行政事務及びその職員を監督する。

③次長は處長を補佐し、法院行政處の事務を処理して、處長が空席又は事故により職務を遂行することができないときは、その権限を代行する。

④處長は、大法院規則が定めるところにより、又は大法院長の命令によりその所管事務の一部を次長、室長又は局長に委任することができる。

⑤法院行政處に、法院行政處長秘書官及び法院行政處次長秘書官を置く。

[本項改正 1994. 7. 27]

⑥法院行政處長秘書官は、法院書記官又は四級相当の特別職公務員から、法院行政處次長秘書官は法院事務官又は五級相当の特別職公務員から補する。

[本項改正 1994. 7. 27]

#### 第68条 (任命)

①法院行政處長は、大法官の中から大法院長が補する。

[本項改正 2010. 1. 25, 2007. 12. 27]

②法院行政處次長は、判事の中から大法院長が補する。

[全文改正 2005. 12. 14]

#### 第69条 (国会出席権等)

法院行政處長及び次長は、司法行政に関して、国会又は國務會議に出席し、発言することができる。

#### 第70条 (行政訴訟の被告)

大法院長が行った処分に対する行政訴訟の被告は、法院行政處長とする。

#### 第71条 (組織)

①法院行政處に、室、局及び課を置き、その設置及び分掌事務については大法院規則が定める。

②室に室長、局に局長、課に課長を置く。

③法院行政處長、次長、室長又は局長のもとに政策の企画、計画の立案、研究、調査、審査、評価及び広報業務等を補佐する審議官又は担当官を置くことができ、その職名及び事務分掌は大法院規則が定める。

[本項改正 1995. 3. 30]

④室長は、判事又は法院管理官から、局長は判事、法院理事官、施設理事官又は工業理事官から、審議官及び担当官は判事、法院理事官、法院副理事官、法院書記官、施設理事官、施設副理事官、施設書記官、工業理事官、工業副理事官又は工業書記官から、課長は法院副理事官、法院書記官、施設副理事官、施設書記官、工業副理事官又は工業書記官から補する。

[本項改正 1994. 7. 27, 1995. 3. 30]

⑤室長、局長及び課長は、上司の命を受けて、室、局及び課の事務を処理し、所属職員を指揮及び監督する。

## 第2章 司法研修院

#### 第72条 (司法研修生)

①司法研修生は、司法試験に合格した者の中から、大法院長が任命することとし、特別職公務員とする。

[本項改正 1996. 12. 12]

②司法研修生の修習期間は二年とす

る。ただし、必要なときは大法院規則が定めるところにより、修習期間を変更することができる。

③司法研修生が次の各号のうちいずれかに該当する場合には、免職することができる。

1. 国家公務員法律第33条各号のうちいずれかに該当する場合。
2. 品位を損なわせる行為をした場合。
3. 修習の態度がはなはだ不誠実であり、修習の成績が良くない場合。
4. 病気により修習が不可能な場合。

④法院は、職権で、司法研修生を弁護士人として選定することができる。

#### 第72条の2 (司法研修生修習の目的)

司法研修生の修習は、法律専門家としての理論及び実務を研究、習得し、高い倫理意識及び国民に対する奉仕精神を涵養することによって、法治主義の確立並びに民主主義の発展に尽くす法曹人を養成することを目的とする。

[本条新設 1996.12.12]

#### 第73条 (組織)

①司法研修院に、院長一人、副院長一人、教授及び講師を置く。

②院長は、大法院長の指揮を受けて、司法研修院の事務を管掌して、所属職員を指揮及び監督する。

③副院長は、院長を補佐し、司法研修院の事務を処理し、院長が空席又は事故により職務を遂行することができないときは、副院長がその権限を代行する。

④司法研修院に、司法研修院長秘書官及び司法研修院副院長秘書官を置く。

[本項改正 1994.7.27]

⑤司法研修院長秘書官及び司法研修院副院長秘書官は、法院事務官又は五級相当の特別職公務員から補する。

[本項改正 1994.7.27]

#### 第74条 (司法研修院長等)

①司法研修院長は、判事の中から、副院長は検事の中から、大法院長が補する。

[本項改正 1996.12.12]

②司法研修院教授は、次の各号のうち

いずれかに該当する者から、大法院長が補し、又は司法研修院長の提請を受けて、大法院長が任命する。

[本号新設 1996.12.12]

1. 判事。
2. 検事。
3. 弁護士。
4. 学士又は修士学位を取得した者で大法院規則が定める実績又は経歴を有する者。
5. 博士学位を取得した者。

③講師は、相当の学識及び経験を有する者から司法研修院長が委嘱する。

[本項改正 1996.12.12]

④司法研修院において、専任として勤める判事及び検事は、第5条第3項の規定による判事の数又は検事定員法による検事の数に算入しない。

#### 第74条の2 (教授の地位等)

①判事又は検事ではない司法研修院教授(以下、「専任教授」という。)は、特定職公務員とみなす。

②専任教授の任期は、一〇年とし、再任することができる。ただし、新規採用される教授は三年の範囲内において、一次に限り、大法院規則が定めるところによって、期間を定めて、任用することができる。

③専任教授の定年は、判事に準じ、懲戒に関しては法官懲戒法を準用する。この場合には、同法(第5条を除く。)のうち「法官」は「専任教授」とみなす。

④専任教授の職名及び任用等に関して必要な事項は、大法院規則が定める。

[本条新設 1996.12.12]

#### 第74条の3 (招聘教授)

①弁護士資格(外国の弁護士資格を含む。)を有する者、又は特殊な分野に関して専門知識及び経験があると認められ

る者は、招聘教授として任用することができる。

②第1項の規定による招聘教授の任用手続、任用条件及び服務に関して必要な事項は、大法院規則が定める。

〔本条新設 1996.12.12〕

**第74条の4 (教授要員の派遣)**

①法院行政處長は、司法研修院長が要請する場合には、他の国家機関、公共団体、教育機関、研究機関その他必要な機関に対して、教授要員の派遣を要請することができる。

②第1項の規定により司法研修院に派遣された教授要員に対しては、大法院規則が定める手当を支給することができる。

〔本条新設 1996.12.12〕

**第74条の5 (司法研修院運営委員会)**

①司法研修院に、教育の基本方向、教科課程その他大法院規則が定める司法研修院の運営及び教育に関する重要事項を審議するために、運営委員会を置く。

②運営委員会は、大法院長が委嘱する一〇人以上一五人以下の委員から構成し

て、その任期は二年とし、再任することができる。

③運営委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、大法院規則が定める。

〔本条新設 1996.12.12〕

**第75条 (事務局)**

①司法研修院に、事務局を置き、事務局に課を置いて、その設置及び分掌事務は大法院規則が定める。

②局に局長、課に課長を置く。

③局長は、法院理事官又は法院副理事官から、課長は、法院副理事官、法院書記官又は法院事務官から補する。

〔本項改正 1996.12.12〕

④局長及び課長は、上司の命を受けて、局又課の事務を管掌し、所属職員を指揮及び監督する。

**第76条 (委任事項)**

司法研修生の任命、修習及び報酬その他司法研修院の運営に関して必要な事項は、大法院規則が定めるものの、司法研修院教育の自律性及び運営の中立性を最大限保障しなければならない。

〔全文改正 1996.12.12〕

**第3章 法院公務員教育院**

**第77条 (組織)**

①法院公務員教育院に、院長一人、教授及び講師を置く。

②院長は、大法院長の指揮を受けて、法院公務員教育院の事務を管掌し、所属職員を指揮及び監督する。

**第78条 (院長等)**

①法院公務員教育院長は、判事又は政務職から補する。

〔本項改正 1999.12.31, 2005.3.24〕

②法官でない者が、法院公務員教育院長になった場合には、その報酬は次官の

報酬と同額とする。

〔本項新設 2005.3.24〕

③教授は、法院副理事官、法院書記官、三級相当又は四級相当の特別職公務員から補する。

④講師は、相当の学識及び経験のある者から、法院公務員教育院長が委嘱する。

**第79条 (準用規定)**

第75条の規定は、法院公務員教育院にこれを準用する。

**第80条 (委任事項)**

法院公務員教育院の運営等に関して必要

な事項は、大法院規則が定める。

## 第 4 章 法院図書館

### 第81条（組織）

- ① 法院図書館に、館長を置く。
- ② 館長は、判事、法院理事官又は法院副理事官から補する。
- ③ 館長は、大法院長の指揮を受けて、

法院図書館の事務を管掌し、所属職員を指揮及び監督する。

- ④ 法院図書館の組織、運営等に関して必要な事項は、大法院規則が定める。

## 第 8 編 量刑委員会〔本編新設2007. 1. 26〕

### 第81条の 2（量刑委員会の設置）

① 刑を定めるにあたり、国民の健全な常識を反映し、国民が信頼できる公正かつ客観的な量刑を実現するために、大法院に、量刑委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

② 委員会は、量刑基準を設定、変更し、これと関連した量刑政策を研究、審議することができる。

③ 委員会は、その権限に属する業務を独立して遂行する。

〔本条新設 2007. 1. 26〕

### 第81条の 3（委員会の構成）

① 委員会は、委員長一人を含めた一三人の委員から構成して、委員長ではない委員のうちの一を常任委員とする。

② 委員長は一五年以上、次の各号の職に在った者の中から、大法院長が任命又は委嘱する。

1. 判事、検事、弁護士。
2. 国家、地方自治体、国、公営企業体、政府投資機関管理基本法第 2 条第 1 項の規定による政府投資機関その他の法人において法律に関する事務に従事した者。
3. 公認された大学の法学部の准教授以

上の教授。

③ 委員会の委員は、次の各号の者を大法院長が任命又は委嘱する。

1. 法官四人。
2. 法務部長官が推薦する検事二人。
3. 大韓弁護士協会長が推薦する弁護士二人。
4. 法学教授二人。
5. 学識及び経験を有する者二人。

④ 委員長及び委員の任期は、二年とし、再任することができる。

⑤ 委員が、やむをえない事由により職務を遂行することができないと認められるとき又は委員が職務上の義務に違反する等、委員としての資格を維持することが不適合であると認められるときは、大法院長は、その委員を解任又は解嘱することができ、法官、検事の職に在る者として委員に任命された者がその職を退職する場合には解任されたものとみなす。

〔本条新設 2007. 1. 26〕

### 第81条の 4（委員長の職務）

① 委員長は、委員会を代表して、委員会の職務を統轄する。

② 委員長がやむをえない事由によりその職務を遂行することはできない場合に

は、常任委員、委員長があらかじめ指名した委員の順で、その職務を代行する。  
〔本条新設 2007. 1. 26〕

**第81条の5 (委員会の会議)**

①委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

②委員会は、在籍委員過半数の賛成により議決する。

〔本条新設 2007. 1. 26〕

**第81条の6 (量刑基準の設定等)**

①委員会は、法官が合理的な量刑を導き出すにあたり参考としうる具体的かつ客観的な量刑基準を設定し、又は変更する。

②委員会は、量刑基準を設定、変更するにあたり、次の各号の原則を遵守しなければならない。

1. 犯罪の罪質及び犯情並びに被告人の責任の程度を反映すること。
2. 犯罪の一般予防及び被告人の再犯防止及び社会復帰を考慮すること。
3. 同種又は類似した犯罪に対して、考慮しなければならない量刑要素に差がない限り、量刑において差異をつけて取り扱わないこと。
4. 被告人の国籍、宗教及び良心、社会的身分等を理由として量刑上、差別をしないこと。

③委員会は、量刑基準を設定、変更するにあたり、次の各号の事項を考慮しなければならない。

1. 犯罪の類型及び法定刑。
2. 犯罪の重大さを加重し又は減輕できる事情。
3. 被告人の年齢、性行、知能及び環境。
4. 被害者との関係。
5. 犯行の動機、手段及び結果。
6. 犯行後の情況。

7. 犯罪の前歴。

8. その他合理的な量刑を導き出すのに必要な事項。

④委員会は、量刑基準を公開しなければならない。

〔本条新設 2007. 1. 26〕

**第81条の7 (量刑基準の効力等)**

①法官は、刑の種類を選択し、量刑を定めるにあたり量刑基準を尊重しなければならない。ただし、量刑基準は法的拘束力を有しない。

②法院が、量刑基準を超える判決をする場合には、判決書に量刑の理由を記載しなければならない。ただし、略式手続又は即決審判手続によって、審判する場合は、この限りでない。

〔本条新設 2007. 1. 26〕

**第81条の8 (関係機関の協力等)**

①委員会は、必要がある場合には、関係公務員又は専門家を会議に出席させ意見を聴くことができ、関係国家機関、研究機関、団体又は専門家等に対して、資料及び意見の提出その他協力を要請することができる。

②委員会は、業務遂行のために必要があると認める場合には、関係国家機関、研究機関、団体等の長に、その所属公務員又は職員を派遣を要請することができる。

〔本条新設 2007. 1. 26〕

**第81条の9 (事務機構)**

委員会の業務補佐及び実務支援のために、事務機構を置く。

〔本条新設 2007. 1. 26〕

**第81条の10 (報告書発刊)**

委員会は、毎年その年度の実績及びその次の年度の推進計画を含めた年間報告書を発刊して、これを国会に報告しなければならない。

〔本条新設 2007. 1. 26〕

**第81条の11 (秘密遵守義務等)**

①委員会の委員長, 委員, 事務機構の役員及び職員は, 職務上知り得た秘密を漏洩してはならない。その職から退職した後も同様とする。

②公務員でない委員長及び委員は, 刑法その他法律による罰則の適用においては, これを公務員とみなす。

〔本条新設 2007. 1. 26〕

**第81条の12 (委任規定)**

①この法律に規定するもののほか, 委員会の組織に関して必要な事項は, 大法院規則が定める。

②この法律に規定するもののほか, 委員会の運営に関して必要な事項は委員会の議決に定める。

〔本条新設 2007. 1. 26〕

**第 9 編 法院の経費**〔本編改正2007. 1. 26〕

**第82条 (法院の経費)**

①法院の経費は, 独立して, 国家の予算に計上しなければならない。

②法院の予算を編成するにあたり, 司法府の独立性及び自律性を尊重しなければならない。

〔本項新設 1994. 7. 27〕

③第 1 項の経費中には, 予備金を設ける。

**附則〔第51号, 1949. 9. 26〕**

…中略…

**第70条**

本法律施行当時の大法院, 高等法院, 地方法院及び洞支院は, 本法律によって設置されたものとみなす。

**第71条**

本法律施行前に各裁判所が行った職務上の処分及び大法官, 判事その他職員の職務上, 本法律施行前に大法官, 判事その他職員及び各裁判所に対して, その職務に関して行った行為は, 本法律によって行ったものとみなす。

**第72条**

本法律施行時に係属中の事件は, 本法律によって, その審級に影響を及ぼさない。

**第73条**

大韓民国憲法公布以後に任命された法官は, 本法律によって任命されたものとみなす。

**第74条**

本法律施行当時の法令によって, 法官, 検事, 弁護士の資格を有する者は, 法律に特別の規定がない限り, 本法律によって, 法官に任命される資格を有する者とみなす。本法律施行当時, 簡易裁判所判事の資格を有する者は, 地方法院判事の資格を有する者とみなし, 本法律による駐在判事として一年以上勤務しなければならない。

**第75条**

本法施行当時, 修習法官として実務修習中にある者は, 本法律による司法官補とみなす。前項の場合には, 従前の実務修習は, 本法律によって, 修習したものとみなす。

**第76条**

本法施行当時, 在職している治安官は, その管轄地域内に駐在判事が任命される時まで, 本法律による駐在判事の職務を行う。

**第77条**

本法施行当時の地方法院少年部支院に関する一切の事項は, 他の法令が制定されるときまで, 従前の法令による。

**第78条**

本法律に抵触する従前の法令は廃止される。

**第79条**

本法律は, 檀紀4282年 8月15日から施行する

**附則〔第3992号, 1987. 12. 4〕**

**第1条 (施行期日)**

この法律は, 1988年 2月25日から施行する。

**附則〔第9940号, 2010. 1. 25〕**

この法律は, 公布した日から施行する。

## 【参考資料】

一各級法院に配置する判事の数に関する規則（2010年2月19日 大法院規則 2274号）

## 一各級法院に配置する判事の数一

職位 法院別	高等法院 および 特許法 院長	地方法院 家庭法院 および 行政法院 長	高等法院 特許法院 部長判事 および 裁判研究 官	支院長	地方法 院 家庭法 院 および 行政法 院 部長判 事	裁判 研究官	高等法院 および 特許法院 判事	地方法院 家庭法院 および 行政法院 判事	計
合計	6	20	117	42	403	94	261	1,901	2,844
大法院			2			94			96
ソウル高等法院	1		63				173		237
大田高等法院	1		8				16		25
大邱高等法院	1		7				14		22
釜山高等法院	1		12				28		41
光州高等法院	1		7				16		24
特許法院	1		8				14		23
ソウル中央 地方法院		1	3		81			283	368
ソウル家庭法院		1			8			32	41
ソウル行政法院		1			13			33	47
ソウル東部 地方法院		1			14			63	78
ソウル南部 地方法院		1			19			77	97
ソウル北部 地方法院		1			12			52	65
ソウル西部 地方法院		1			12			49	62

議政府地方法院		1		13			67	81
高揚支院			1	6			28	35
仁川地方法院	1	1		20			110	132
富川支院			1	6			24	31
水原地方法院	1	1		28			112	142
城南支院			1	5			32	38
驪州支院			1				11	12
平沢支院			1	2			13	16
安山支院			1	6			32	39
安山支院			1	3			22	26
春川地方法院	1			5			23	29
江陵支院			1	3			15	19
原州支院			1				9	10
束草支院			1				4	5
寧越支院			1				5	6
大田地方法院	1	1		17			63	82
洪城支院			1				11	12
公州支院			1				4	5
論山支院			1				5	6
瑞山支院			1				9	10
天安支院			1	3			20	24
家庭支院			1				3	4
清州地方法院	1			9			34	44
忠州支院			1				8	9
提川支院			1				4	5
永同支院			1				3	4
大邱地方法院	1	1		22			98	122
西部支院			1	3			20	24
安東支院			1				7	8
慶州支院			1	1			6	8
浦項支院			1	2			12	15
金泉支院			1				11	12
尙州支院			1				3	4

義城支院			1			2	3
盈徳支院			1			2	3
家庭支院			1			6	7
釜山地方法院	1	1		23		116	141
東部支院		1		4		22	27
家庭支院			1			10	11
蔚山地方法院	1			8		41	50
昌原地方法院	1			14		57	72
晋州支院			1	2		14	17
統営支院			1	1		10	12
密陽支院			1			3	4
居昌支院			1			3	4
光州地方法院	1	1		16		73	91
木浦支院			1	1		12	14
長興支院			1			2	3
順天支院			1	3		22	26
海南支院			1			5	6
家庭支院			1			3	4
全州地方支院	1			10		38	49
群山支院			1	2		15	18
井邑支院			1	1		6	8
南原支院			1			2	3
濟州地方法院	1			5		20	26

一各級法院の設置及び管轄区域に関する法律 (2007年3月29日 法律8318号)

〔別表一〕 各級法院の名称及び所在地 (改正2007年3月29日)

名称	所在地
ソウル高等法院	ソウル特別市
大田高等法院	大田広域市
大邱高等法院	大邱広域市
釜山高等法院	釜山広域市
光州高等法院	光州広域市
特許法院	大田広域市
ソウル中央地方法院	ソウル特別市
ソウル家庭法院	ソウル特別市
ソウル行政法院	ソウル特別市
ソウル東部地方法院	ソウル特別市
ソウル南部地方法院	ソウル特別市
ソウル北部地方法院	ソウル特別市
ソウル西部地方法院	ソウル特別市
議政府地方法院	議政府市
仁川地方法院	仁川広域市
水原地方法院	水原市
春川地方法院	春川市
大田地方法院	大田広域市
清州地方法院	清州市
大邱地方法院	大邱広域市
釜山地方法院	釜山広域市
蔚山地方法院	蔚山広域市
昌原地方法院	昌原市
光州地方法院	光州広域市
全州地方法院	全州市
濟州地方法院	濟州市
議政府地方法院 高陽支院	高陽市
仁川地方法院 富川支院	富川市
水原地方法院 城南支院	城南市
水原地方法院 驪州支院	驪州邑
水原地方法院 平澤支院	平澤市
水原地方法院 安山支院	安山市
水原地方法院 安養支院	安養市

春川地方法院	江陵支院	江陵市
春川地方法院	原州支院	原州市
春川地方法院	東草支院	東草市
春川地方法院	寧越支院	寧越邑
大田地方法院	洪城支院	洪城邑
大田地方法院	公州支院	公州市
大田地方法院	論山支院	論山市
大田地方法院	瑞山支院	瑞山市
大田地方法院	天安支院	安市
大田地方法院	家庭支院	大田広域市
清州地方法院	忠州支院	忠州市
清州地方法院	堤川支院	堤川市
清州地方法院	永同支院	永同邑
大邱地方法院	西部支院	大邱広域市
大邱地方法院	安東支院	安東市
大邱地方法院	慶州支院	慶州市
大邱地方法院	浦項支院	浦項市
大邱地方法院	金泉支院	金泉市
大邱地方法院	尙州支院	晋州市
大邱地方法院	義城支院	義城邑
大邱地方法院	盈德支院	盈德邑
大邱地方法院	家庭支院	大邱広域市
釜山地方法院	東部支院	釜山広域市
釜山地方法院	家庭支院	釜山広域市
昌原地方法院	馬山支院	馬山市
昌原地方法院	晋州支院	晋州市
昌原地方法院	統營支院	統營市
昌原地方法院	密陽支院	密陽市
昌原地方法院	居昌支院	居昌邑
光州地方法院	木浦支院	木浦市
光州地方法院	長興支院	長興邑
光州地方法院	順天支院	順天市
光州地方法院	海南支院	海南邑
光州地方法院	家庭支院	光州広域市
全州地方法院	群山支院	群山市
全州地方法院	井邑支院	井邑市
全州地方法院	南原支院	南原市

〔別表2〕市・郡法院の名称及び所在地 (改正2003年7月18日)

名称			所在地
地方法院	支院	市・郡法院	
議政府		抱川	抱川市
		加平	加平邑
		南楊州	南楊州市
		漣川	漣川邑
		鐵原	葛末邑
		東豆川	東豆川市
	高陽	坡州	坡州市
仁川		江華	江華邑
	富川	金浦	金浦市
水原		龍仁	龍仁市
		烏山	烏山市
	城南	廣州	廣州市
	驪州	楊平	楊平邑
	驪州	利川	利川市
	平澤	安城	安城市
	安山	光明	光明市
春川		麟蹄	麟蹄邑
		洪川	洪川邑
		楊口	楊口邑
		華川	華川邑
	江陵	三陟	三陟市
	江陵	東海	東海市
	原州	橫城	橫城邑
	東草	高城	杆城邑
	東草	襄陽	襄陽邑
	寧越	旌善	旌善邑
	寧越	太白	太白市

	寧越	平昌	平昌邑
大田		燕岐	烏致院邑
		錦山	錦山邑
	洪城	舒川	長項邑
	洪城	保靈	保靈市
	洪城	禮山	禮山邑
	公州	青陽	青陽邑
	論山	扶餘	扶餘邑
	瑞山	泰安	泰安邑
	瑞山	唐津	唐津邑
	天安	牙山	牙山市
清州		報恩	報恩邑
		槐山	槐山邑
		鎭川	鎭川邑
	忠州	陰城	陰城邑
	堤川	丹陽	丹陽邑
	永同	沃川	沃川邑
大邱		清道	清道邑
		永川	永川市
		漆谷	倭館邑
		星州	星州邑
		慶山	慶山市
		高靈	高靈邑
	西部	星州	星州邑
	西部	高靈	高靈邑
	安東	榮州	榮州市
	安東	奉化	奉化邑
	金泉	龜尾	龜尾市
	尙州	醴泉	醴泉邑
	尙州	聞慶	聞慶市

	義城	青松	青松邑
	義城	軍威	軍威邑
	盈德	蔚珍	蔚珍邑
	盈德	英陽	英陽邑
蔚山		梁山	梁山市
昌原		馬山	馬山市
		咸安	伽倻邑
		鎭海	鎭海市
		金海	金海市
		宜靈	宜靈邑
	晋州	河東	河東邑
	晋州	泗川	泗川市
	晋州	南海	南海邑
	晋州	山清	山清邑
	統營	巨濟	新縣邑
	統營	固城	固城邑
	密陽	昌寧	昌寧邑
	居昌	陝川	陝川邑
	居昌	咸陽	咸陽邑
	光州		谷城
		靈光	靈光邑
		羅州	羅州市
		長城	長城邑
		和順	和順邑
		潭陽	潭陽邑
木浦		咸平	咸平邑
木浦		靈岩	靈岩邑
木浦		務安	務安邑
長興		康津	康津邑
順天		寶城	寶城邑

	順天	高興	高興邑
	順天	麗水	麗水市
	順天	求禮	求禮邑
	順天	光陽	光陽市
	海南	莞島	莞島邑
	海南	珍島	珍島邑
全州		鎭安	鎭安邑
		金堤	金堤市
		茂朱	茂朱邑
		任實	任實邑
	群山	益山	益山市
	井邑	扶安	扶安邑
	井邑	高敞	高敞邑
	南原	長水	長水邑
南原	淳昌	淳昌邑	
濟州		西歸浦	西歸浦市

〔別表 3〕 高等法院・地方法院及びその支院・家庭支院の管轄区域（改正2007年 3月29日）

高等法院	地方法院	支院	管轄区域
	ソウル中央		ソウル特別市 鍾路区・中区・城北区・江南区・瑞草区・冠岳区・銅雀区
	ソウル東部		ソウル特別市 城東区・廣津区・江東区・松坡区
	ソウル南部		ソウル特別市 永登浦区・江西区・陽川区・九老区・衿川区
	ソウル北部		ソウル特別市 東大門区・中浪区・道峰区・江北区・蘆原区
	ソウル西部		ソウル特別市 西大門区・麻浦区・恩平区・龍山区
	議政府		議政府市・東豆川市・九里市・南楊州市・楊州市・漣川郡・抱川市・加平郡、江原道 鐵原郡。ただし、少年保護事件は前記の市、郡のほか、高陽市・坡州市。

ソウル		高陽	高陽市・坡州市	
	仁川		仁川広域市。ただし、少年保護事件は前記の広域市のほか、富川市・金浦市。	
		富川	富川市・金浦市	
	水原		水原市・烏山市・龍仁市・華城市。ただし、少年保護事件は前記の市、郡のほか、城南市・河南市・平澤市・利川市・安山市・光明市・始興市・安城市・廣州市・安養市・果川市・義王市・軍浦市・驪州郡・楊平郡。	
		城南	城南市・河南市・廣州市	
		驪州	利川市・驪州郡・楊平市	
		平澤	平澤市・安城市	
		安山	安山市・光明市・始興市	
		安養	安養市・果川市・儀旺市・軍浦市	
		春川		春川市・華川郡・楊口郡・麟蹄郡・洪川郡。ただし、少年保護事件は 鐵原郡を除外した江原道。
	江陵		江陵市・東海市・三陟市	
	原州		原州市・横城郡	
	束草		束草市・襄陽郡・高城郡	
	寧越		太白市・寧越郡・旌善郡・平昌郡	
	大田		大田	
		洪城		保靈市・洪城郡・禮山郡・舒川郡
		公州		公州市・青陽郡
		論山		論山市・鷄龍市・夫餘郡
		瑞山		瑞山市・泰安郡・唐津郡
		天安		天安市・牙山市
家庭		大田広域市、燕岐郡、錦山郡。ただし、少年保護事件は、大田広域市・忠清南道。		
清州			清州市・清原郡・鎮川郡・報恩郡・槐山郡・曾坪郡。ただし、少年保護事件は、忠清北道	
		忠州	忠州市・陰城郡	
		堤川	堤川市・丹陽郡	

		永同	永同郡・沃川郡	
大邱	大邱		大邱広域市 中区・東区・南区・北区・壽城区・永川市・慶山市・漆谷郡・清道郡	
		西部	大邱広域市 西区・達西区・達城郡, 星州郡・高靈郡	
		安東	安東市・榮州市・奉化郡	
		慶州	慶州市	
		浦項	浦項市・鬱陵郡	
		金泉	金泉市・龜尾市	
		尙州	尙州市・聞慶市・醴泉郡	
		義城	義城郡・軍威郡・青松郡	
		盈徳	盈徳郡・英陽郡・蔚珍郡	
		家庭	大邱広域市・永川市・慶山市・漆谷郡・星州郡・高靈郡・清道郡。ただし, 少年保護事件は, 大邱広域市・慶尙北道。	
釜山	釜山		釜山広域市 中区・西区・東区・影島区・釜山鎮区・北区・沙上区・江西区・沙下区・東萊区・蓮堤区・金井区	
		東部	釜山広域市 海雲臺区・南区・水營区・機張郡	
		家庭	釜山広域市。ただし, 少年保護事件は, 釜山広域市・蔚山広域市・梁山市。	
		蔚山	蔚山広域市・梁山市	
	昌原			昌原市・鎮海市・金海市。ただし, 少年保護事件は, 前記の市・郡のほか, 馬山市・晋州市・泗川市・統営市・巨濟市・密陽市・咸安郡・宣寧郡・南海郡・河東郡・山清郡・固城郡・昌寧郡・居昌郡・咸陽郡・陝川郡。
		馬山	馬山市・咸安郡・宣寧郡	
		統営	統営市・巨濟市・固城郡	
		密陽	密陽市・宣寧郡	
		居昌	居昌郡・咸陽郡・陝川郡	
		晋州	晋州市・泗川市・南海郡・河東郡・山清郡	

光州	光州		光州広域市・羅州市・和順郡・長城郡・潭陽郡・谷城郡・靈光郡
		木浦	木浦市・務安郡・新安郡・咸平郡・靈岩郡
		長興	長興郡・康津郡
		順天	順天市・麗水市・光陽市・求禮郡・高興郡・寶城郡
		海南	海南郡・莞島郡・珍島郡
		家庭	光州広域市・羅州市・和順郡・長城郡・潭陽郡・谷城郡・靈光郡。ただし、少年保護事件は、光州広域市・全羅南道。
	全州		全州市・金堤市・完州郡・任實郡・鎮安郡・茂朱郡。ただし、少年保護事件は、全羅北道。
		群山	群山市・益山市
		井邑	井邑市・扶安郡・高敞郡
		南原	南原市・長水郡・淳昌郡
濟州		濟州市・西歸浦市・南濟州郡・北濟州郡	

〔別表 4〕 特許法院の管轄区域 (新設1994年 7月27日)

名称	管轄区域
特許法院	全国

〔別表 5〕 家庭法院の管轄区域 (改正2004年 1月20日)

高等法院	家庭法院	管轄区域	
		家事・少年	戸籍
ソウル	ソウル	ソウル特別市	ソウル特別市 鍾路区, 中区, 城北区, 江南区, 瑞草区, 冠岳区, 銅雀区

〔別表 6〕 行政法院の管轄区域 (改正2004年 1月20日)

高等法院	行政法院	管轄区域
ソウル	ソウル	ソウル特別市

〔別表 7〕市，郡法院の管轄区域（改正2004年 1 月20日）

名称		管轄区域		
地方法院	支院	市・郡法院	市・道名	市・区・郡名
議政府		抱川	京畿道	抱川市
		加平	京畿道	加平郡
		南楊州	京畿道	南楊州市・九里市
		漣川	京畿道	漣川郡
		鐵原	江原道	鐵原郡
		東豆川	京畿道	東豆川市
	高楊	坡州	京畿道	坡州市
仁川		江華	仁川広域市	江華郡
	富川	金浦	京畿道	金浦市
水原		龍仁	京畿道	龍仁市
		烏山	京畿道	烏山市，華城市
	城南	廣州	京畿道	河南市，廣州市
	驪州	楊平	京畿道	楊平郡
	驪州	利川	京畿道	利川市
	平澤	安城	京畿道	安城市
	安山	光明	京畿道	光明市
春川		麟蹄	江原道	麟蹄郡
		洪川	江原道	洪川郡
		楊口	江原道	楊口郡
		華川	江原道	華川郡
	江陵	三陟	江原道	三陟市
	江陵	東海	江原道	東海市
	原州	横城	江原道	横城郡
	束草	高城	江原道	高城郡
	束草	襄陽	江原道	襄陽郡
	寧越	旌善	江原道	旌善郡
	寧越	太白	江原道	太白市

	寧越	平昌	江原道	平昌郡
大田		燕岐	忠清南道	燕岐郡
		錦山	忠清南道	錦山郡
	洪城	舒川	忠清南道	舒川郡
	洪城	保靈	忠清南道	保靈市
	洪城	禮山	忠清南道	禮山郡
	公州	青陽	忠清南道	青陽郡
	論山	扶餘	忠清南道	扶餘郡
	瑞山	泰安	忠清南道	泰安郡
	瑞山	唐津	忠清南道	唐津郡
	天安	牙山	忠清南道	牙山市
清州		報恩	忠清北道	報恩郡
		槐山	忠清北道	槐山郡・會坪郡
		鎭川	忠清北道	鎭川郡
	忠州	陰城	忠清北道	陰城郡
	堤川	丹陽	忠清北道	丹陽郡
	永同	沃川	忠清北道	沃川郡
大邱		清道	慶尙北道	清道郡
		永川	慶尙北道	永川市
		漆谷	慶尙北道	漆谷郡
		慶山	慶尙北道	慶山市
	西部	星州	慶尙北道	星州郡
	西部	高靈	慶尙北道	高靈郡
	安東	榮州	慶尙北道	榮州市
	安東	奉化	慶尙北道	奉化郡
	金泉	龜尾	慶尙北道	龜尾市
	尙州	醴泉	慶尙北道	醴泉郡
	尙州	聞慶	慶尙北道	聞慶市
	義城	青松	慶尙北道	青松郡

	義城	軍威	慶尙北道	軍威郡
	盈德	蔚珍	慶尙北道	蔚珍郡
	盈德	英陽	慶尙北道	英陽郡
蔚山		梁山	慶尙南道	梁山市
昌原		馬山	慶尙南道	馬山市
		咸安	慶尙南道	咸安郡
		鎭海	慶尙南道	鎭海市
		金海	慶尙南道	金海市
		宜豐	慶尙南道	宜豐郡
	晋州	河東	慶尙南道	河東郡
	晋州	泗川	慶尙南道	泗川市
	晋州	南海	慶尙南道	南海郡
	晋州	山清	慶尙南道	山清郡
	統營	巨濟	慶尙南道	巨濟市
	統營	固城	慶尙南道	固城郡
	密陽	昌寧	慶尙南道	昌寧郡
	居昌	陝川	慶尙南道	陝川郡
	居昌	咸陽	慶尙南道	咸陽郡
	光州		谷城	全羅南道
		靈光	全羅南道	靈光郡
		羅州	全羅南道	羅州市
		長城	全羅南道	長城郡
		和順	全羅南道	和順郡
		潭陽	全羅南道	潭陽郡
木浦		咸平	全羅南道	咸平郡
木浦		靈岩	全羅南道	靈岩郡
木浦		務安	全羅南道	務安郡
長興		康津	全羅南道	康津郡
順天		寶城	全羅南道	寶城郡
順天		高興	全羅南道	高興郡

	順天	麗水	全羅南道	麗水市
	順天	求禮	全羅南道	求禮郡
	順天	光陽	全羅南道	光陽市
	海南	莞島	全羅南道	莞島郡
	海南	珍島	全羅南道	珍島郡
全州		鎭安	全羅北道	鎭安郡
		金堤	全羅北道	金堤市
		茂朱	全羅北道	茂朱郡
		任實	全羅北道	任實郡
	群山	益山	全羅北道	益山市
	井邑	扶安	全羅北道	扶安郡
	井邑	高敞	全羅北道	高敞郡
	南原	長水	全羅北道	長水郡
	南原	淳昌	全羅北道	淳昌郡
濟州		西歸浦	濟州道	西歸浦市, 南濟州郡

〔別表 8〕 抗訴又は抗告事件を審判する地方法院本院合議部及び地方法院支院合議部の管轄区域 (改正2004年 1月20日)

合議部名	管轄区域
春川地方法院本院の合議部	春川地方法院の管轄区域のうち 江陵市・東海市・三陟市・東草市・襄陽郡・高城郡を除外した区域
その他の地方法院本院合議部	当該地方法院の管轄区域
春川地方法院江陵支院の合議部	江陵市・東海市・三陟市・東草市・襄陽郡・高城郡

〔別表 9〕 行政事件を審判する春川地方法院及び春川地方法院江陵支院の管轄区域 (新設 2005年 3月24日)

名称	管轄区域
春川地方法院	春川地方法院の管轄区域のうち 江陵市・東海市・三陟市・東草市・襄陽郡・固城郡を除外した地域
春川地方法院 江陵支院	江陵市・東海市・三陟市・東草市・襄陽郡・固城郡

**【訳者後記】**

本稿執筆にあたり，早稲田大学法学学術院教授であらせられる榎善夫先生ならびに加藤哲夫先生より，貴重な御教示をいただいた。この場をお借りし，心より厚く御礼申し上げたい。

本稿が，日韓・韓日の司法制度論の研究および交流のさらなる発展に，寄与するところがあるとすれば，訳者の喜びこれに過ぎるものはない。

ひきつづき，両国の学術・実務交流にむけ，努力を重ねて参りたい。

**【附記】**

本稿は，財団法人民事紛争処理基金平成22年度研究助成による研究成果の一部である。

(2010年12月23日 校了)